

# 新川流域水害対策計画

平成 19 年 10 月 30 日

(平成 26 年 10 月 17 日一部変更)

愛知県 名古屋市 一宮市 春日井市  
犬山市 江南市 小牧市 稲沢市  
岩倉市 清須市 北名古屋市 あま市  
豊山町 大口町 扶桑町 大治町

## 総説

近年、我国においては、河川流域内の開発に伴って洪水の流出形態が変化し、その結果、各地で河川災害が頻発し、多くの貴重な生命、財産が失われている。

新川流域においても、昭和 30 年代後半からの流域の開発による洪水流出量の増大等により、常に水害の危険に脅かされ、また、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが極めて困難な状況となった。

このため、昭和 55 年に「新川流域総合治水対策協議会」を設置、昭和 57 年には「新川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急に実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとし、その後、この計画に基づく総合治水対策により、河川改修と併せて多くの防災調節池が設置され、新川流域の治水安全度は向上してきた。

しかしながら、平成 12 年 9 月の東海豪雨により甚大な浸水被害を受け、「河川激甚災害対策特別緊急事業」に基づき、新川本川の治水安全度は一定の水準に達したものの、流域の開発が進展している新川流域において、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況にある。

さらに、流域整備計画策定から 24 年が経過し、従来までの総合治水対策では流出抑制施設の法的な位置付けが明確でなかったこともあり、当時の計画で想定していた土地利用状況及びこれに対応すべき施設整備状況に差異が生じてきており、新たな浸水被害防止への取り組みが必要となった。

新川流域を含め、都市河川におけるこのような現状に対応するため、平成 16 年に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、都市河川流域における新たな制度により、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって浸水被害の対策を講じることとなった。都市化の進展が著しい新川流域では、河川のみ対策または下水道のみ対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、平成 18 年 1 月 1 日に全国で 2 番目となる特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を施行し、今後、さらに流域での連携を強化し、効率的な浸水被害対策を実施していくこととした。

本計画は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者・下水道管理者及び流域内の地方公共団体が共同で策定する浸水被害防止を図るための計画であり、今後は、河川法に基づく「河川整備計画」、下水道法に基づく「下水道事業計画」などの関連する計画との相互の連携調整をはかり、本計画に従い、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るものである。

なお、計画期間中において、本計画の実施に関して流域関係機関において継続して協議を行うとともに、計画目標年次以降においても、本計画の趣旨を踏まえ、流域関係機関において必要な対策を検討実施するものとする。

## 目 次

第1章 特定都市河川流域の現状と課題	1
第1節 流域と河川、下水道の概要	1
第1項 流域の概要	1
第2項 河川の概要	4
第3項 下水道の概要	8
第2節 流域の浸水被害の状況	9
第3節 治水対策の沿革と現状の課題	11
第1項 総合治水対策の沿革	11
第2項 現状の課題	11
第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	13
第1節 基本的な考え方	13
第2節 流域水害対策計画の目標	15
第1項 計画対象区域及び計画対象期間	15
第2項 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を 防ぐべき目標となる降雨	17
第3節 流量分担に関する考え方	19
第3章 特定都市河川等の整備に関する事項	20
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所	20
第4章 特定都市下水道の整備に関する事項	22
第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	25
第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等の操作に関する事項	26
第1節 新川流域排水調整要綱	26
第2節 情報の伝達・共有、指揮体制	27
第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	28
第1節 防災情報の事前周知	28
第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達	28
第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	29
第1節 流域水害対策計画の推進及び弾力的運用	29
第2節 モニタリング	30
第3節 計画の見直しに関する事項	30
第4節 流域における対策のための継続的な課題に関する事項	30
第5節 住民等による対策の促進に関する事項	30

### (注1)

本計画は、平成26年10月17日に一部整備内容の変更を行いました。計画の対象期間は当初計画策定から概ね30年間のまま変更ありません。

### (注2)

平成21年10月に清須市と春日町が合併により清須市に、平成22年3月に甚目寺町が合併によりあま市になりましたが、本文の一部図中には旧町名の表示のものがああります。